

航空自衛隊美保基地仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名	美保基地航空祭における交通誘導業務等役務	承認年月日	令和6年 月 日
		作成年月日	令和6年 月 日
		作成部隊名	第3輸送航空隊 基地業務群管理隊
<p>1 総則</p> <p>1.1 適用範囲</p> <p>この仕様書は、航空自衛隊美保基地（以下「基地」という。）で実施する令和6年度美保基地航空祭における基地内外での交通誘導業務等について適用する。</p> <p>1.2 用語の定義</p> <p>この仕様書に用いる用語の定義は、次による。</p> <p>a) 航空祭 令和6年度美保基地航空祭</p> <p>b) 来場者 航空祭に来場する者</p> <p>c) 基地交通統制本部 基地内に設置する官側の本部</p> <p>d) 管理者 役務履行区域を総括管理する者</p> <p>e) 検査官 契約担当官が、委託業務について検査を行わせるため補助者として任命した者</p> <p>f) 監督官 契約担当官が、委託業務について監督を行わせるため補助者として任命した者</p> <p>1.3 引用文書</p> <p>この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書の規定する範囲において、この仕様書の一部をなすものであり、現時点における最新版とする。</p> <p>a) 警備業法（昭和47年7月5日 法律117号）</p> <p>b) 労働基準法（昭和22年4月7日 法律49号）</p> <p>c) 警備業法施行令（昭和57年12月10日 政令第308号）</p> <p>d) 警備業法施行規則（昭和58年1月10日 総理府令第1号）</p> <p>e) 平成十七年国家公安委員会規則第二十号（平成17年11月18日）</p> <p>2 役務に関する要求</p> <p>2.1 役務業務の概要</p> <p>a) 基地内外における交通誘導</p>			

- b) 来場者に対する手荷物検査及び手荷物検査場への誘導案内（以下「手荷物検査等」という。）
- c) 基地内外駐車場における駐車区域及び来場者動線規制用の三角コーン等の設置及び撤去

## 2.2 履行期日

- a) 基地内外における交通誘導  
令和6年5月26日（日）
- b) 来場者に対する手荷物検査等  
令和6年5月26日（日）
- c) 基地内外駐車場における、駐車区域及び来場者動線規制用の三角コーン等の設置及び撤去
  - 1) 設置  
令和6年5月25日（土）
  - 2) 撤去  
令和6年5月26日（日）

## 2.3 役務内容等

### 2.3.1 基地内外における交通誘導

#### 2.3.1.1 基地内における交通誘導

##### a) 配置人員（交代要員を除く必要人員）、履行時間及び配置場所

###### 1) 基地内北地区の基地内駐車場及び基地内外への誘導

###### 1.1) 配置人員及び履行時間

管理者：1か所 07：00～18：00（常駐，休憩を含めた時間）

交通誘導：6か所 07：00～18：00（常駐，休憩を含めた時間）

駐車場誘導：6か所 07：00～18：00（常駐，休憩を含めた時間）

###### 1.2) 配置場所

基地内北地区（付図1－役務履行場所（基地内北地区））

###### 1.3) その他

雑踏警備業務検定1級又は2級の保有者を1名以上含むものとする。

また，管理者（雑踏警備業務検定1級保有者）1名を配置するものとする。

###### 2) 基地内南地区の基地内駐車場及び基地内外への誘導

###### 2.1) 配置人員及び履行場所

交通誘導：14か所 07：00～18：00（常駐，休憩を含めた時間）

駐車場誘導：16か所 07：00～18：00（常駐，休憩を含めた時間）

###### 2.2) 配置場所

基地内南地区（付図2－役務履行場所（基地内南地区））

###### 2.3) その他

雑踏警備業務検定1級又は2級の保有者を1名以上含むものとする。

b) 役務内容

1) 交通誘導

- 1.1) 基地内道路における車両の誘導
- 1.2) 基地内駐車場における車両誘導及び整理
- 1.3) 基地内及び基地周辺道路における違法駐車防止の呼びかけの実施
- 1.4) 配置場所から不審者及び不審物に対する警戒監視の実施及び異常を確認した場合の、基地交通統制本部への連絡
- 1.5) 事故の発生又は体調不良者等の要救護者を確認した場合の、基地交通統制本部への連絡および必要な処置の実施
- 1.6) 配置場所において、来退場者の雑踏状況又は交通渋滞等（予期を含む。）の生起する場合、監督官の指示による人員の再配置の実施
- 1.7) 細部要領については、監督官の指示による。

2.3.1.2 基地外における交通誘導

a) 配置人員（交代要員を除く必要人員）、履行時間及び配置場所

1) 正門周辺地区の駐車場及び基地内外への誘導

1.1) 配置人員及び履行時間

交通誘導：10か所 07:00～18:00（常駐，休憩を含めた時間）

1.2) 配置場所

基地正門周辺地区（付図3－役務履行場所（正門周辺地区））

1.3) その他

交通誘導警備業務検定1級又は2級の保有者を1名以上含むものとする。

2) 官舎地区の駐車場及び基地内外への誘導

2.1) 配置人員及び履行時間

交通誘導：6か所 07:00～18:00（常駐，休憩を含めた時間）

駐車場誘導：7か所 07:00～18:00（常駐，休憩を含めた時間）

2.2) 配置場所

官舎地区（付図4－役務履行場所（官舎地区））

2.3) その他

交通誘導警備業務検定1級又は2級の保有者を1名以上含むものとする。

3) 基地周辺地区（国道431沿い駐車場）の駐車場内外への誘導

3.1) 配置人員及び履行時間

交通誘導：10か所 07:00～18:00（常駐，休憩を含めた時間）

駐車場誘導：22か所 07:00～18:00（常駐，休憩を含めた時間）

3.2) 配置場所

基地周辺地区（付図5－役務履行場所（基地周辺地区））

3.3) その他

交通誘導警備業務検定1級又は2級の保有者を1名以上含むものとする。

b) 役務内容

1) 交通誘導

- 1.1) 航空祭の来退場する車両等の誘導案内
- 1.2) 基地外駐車場における交通誘導及び整理
- 1.3) 基地外駐車場付近の道路における違法駐車防止の呼びかけ
- 1.4) 配置場所から不審者及び不審物に対する警戒監視の実施及び異常を確認した場合の、基地交通統制本部への連絡
- 1.5) 事故の発生又は体調不良者等の要救護者を確認した場合の、基地交通統制本部への連絡および必要な処置の実施
- 1.6) 配置場所において、来退場者の雑踏状況又は交通渋滞等（予期を含む。）の生起する場合、監督官の指示による人員の再配置の実施
- 1.7) 細部要領については、監督官の指示による。

2.3.1.3 米子空港駅周辺地区における基地及び米子空港駅への誘導

a) 配置人員（交代要員を除く必要人員）、履行時間及び配置場所

1) 配置人員及び履行時間

交通誘導：2か所 07:00～18:00（常駐，休憩を含めた時間）

誘導案内：1か所 07:00～18:00（常駐，休憩を含めた時間）

2) 配置場所

米子空港駅周辺地区（付図6－役務履行場所（米子空港駅周辺地区））

3) その他

交通誘導警備業務検定1級又は2級の保有者を1名以上含むものとする。

b) 役務内容

1) 誘導案内

- 1.1) 米子空港敷地内における来場者に対する基地への誘導案内
- 1.2) 来退場者の雑踏における事故の発生の警戒及び防止
- 1.3) 事故の発生又は体調不良者等の要救護者を確認した場合の、基地交通統制本部への連絡および必要な処置の実施
- 1.4) 配置場所において、来退場者の雑踏状況又は交通渋滞等（予期を含む。）の生起する場合、監督官の指示による人員の再配置の実施
- 1.5) 来場車両のバスプール内への進入防止
- 1.6) 来場車両の大阪航空局美保空港事務所が保有している駐車場への進入防止
- 1.7) 細部要領については、監督官の指示による。

2.3.2 来場者に対する手荷物検査等

a) 配置人員（交代要員を除く必要人員）、履行時間及び配置場所

1) 基地正門からの来場者に対する手荷物検査等

1.1) 配置人員及び履行時間

手荷物検査：12か所 07:00～15:00（常駐，休憩を含めた時間）

検査場への誘導案内：1か所 07:00～15:00（常駐，休憩を含めた時間）

1.2) 履行場所

美保基地内正門付近（付図7－役務履行場所（正門手荷物検査））

2) 基地ボイラー門からの来場者に対する手荷物検査等

2.1) 配置人員及び履行時間

手荷物検査：4か所 07:00～15:00（常駐，休憩を含めた時間）

検査場への誘導案内：1か所 07:00～15:00（常駐，休憩を含めた時間）

2.2) 履行場所

基地ボイラー門（付図8－役務履行場所（基地ボイラー門手荷物検査））

3) 基地内南地区駐車場におけるシャトルバス利用者に対する手荷物検査等

3.1) 配置人員及び履行時間

手荷物検査：10か所 07:00～15:00（常駐，休憩を含めた時間）

検査場への誘導案内：2か所 07:00～15:00（常駐，休憩を含めた時間）

3.2) 履行場所

シャトルバス乗り場（付図9－役務履行場所（シャトルバス手荷物検査））

b) 役務内容

1) 手荷物検査

1.1) 来場者の開放された手荷物を目視で確認するものとし，状況により，金属探知機を用いて確認する。

1.2) 手荷物検査において，基地内に持ち込みが禁止されている物品等を確認した場合，手荷物検査場において勤務している自衛官に通報し，監督官から指示を受けるものとする。

1.3) 手荷物検査に関する苦情，同意を得られない又は指示に従わない来場者がいた場合は，手荷物検査場において勤務している自衛官に通報し，監督官から指示を受けるものとする。

1.4) 来場者が減少した場合は，監督官及び官側との調整により，レーンを減少する。

1.5) 細部要領については，監督官の指示による。

1.6) 基地内に持ち込みが禁止されている物品等は，表1による。

表1－基地内に持ち込みを禁止している物品等

No.	種類	細部内容
1	刃物類	ナイフ，包丁，ハサミ，カッターなど鋭利な刃物
2	凶器類	バット，ゴルフクラブ，角材，鉄パイプなど凶器となり得る物
3	危険物	花火（火薬物等），クラッカー，高圧ガス，大量のライター又は

表1－基地内に持ち込みを禁止している物品等（続き）

		マッチなどの引火性物質
4	その他	ドローン（小型無人機）、車輪付き遊具、脚立、テント、タープ、キャンプ用パラソル、大型テーブル、他の来場者のご迷惑となる物、酒類、ペット（介助犬等を除く。）
5	監督官が持ち込みを禁止する物	

2) 検査場への誘導案内

来場者に対して手荷物検査を受ける前に手荷物を開放するよう指示した後、検査レーンに誘導する

2.3.3 統制等

役務場所全体を統括管理する管理者を配置するものとし、基地交通統制本部との連絡体制を確立して、各配置場所の統括業務を行う。

2.3.4 基地内外駐車場における駐車区域及び来場者動線規制用の三角コーン等の設置及び撤去

1) 履行場所

基地内外駐車場（付図10－三角コーン等の設置及び撤去）

2) 役務内容

- 2.1) 航空祭開始までに三角コーン、コーンバー、ロープ等により駐車区域の車両の動線及び駐車位置を表示する。
- 2.2) 航空祭終了後、設置物を撤去する。
- 2.3) 三角コーン、コーンバー、矢印板等の設置物は、契約相手方が準備するものとする。
- 2.4) 設置物の必要数については、表2による。

表2－設置物の必要数

No.	品名	数量	配置場所
1	カラーコーン	650	基地周辺地区駐車場
		150	基地内南地区駐車場
		60	官舎地区駐車場
2	コーンバー (代用ロープ等を含む。)	150	基地周辺地区駐車場
		50	基地内南地区駐車場
		20	官舎地区駐車場
3	矢印板	10	基地周辺地区駐車場
		15	基地内南地区駐車場

2.4 服装及び携行品等

a) 服装

契約相手方は、役務業務を実施する者に警備業法第16条に定められた服装を着

用させるものとする。

b) 携行品

契約相手方は、反射チョッキ、誘導灯、拡声器等の交通統制及び誘導に必要な装備を準備の上、携帯するものとする。

c) 人員の配置

契約相手方は、人員の配置を履行開始時間までに完了するものとする。

d) 事前教育

契約相手方は、履行日前に配置する人員に対して、要領を教育するものとする。

3 提出書類

契約相手方は、契約後速やかに次に示す書類（様式任意）を作成し、監督官へ提出するものとする。

a) 配置場所、時間に対する配置人員、連絡体制等についての警備実施計画書

b) 配置する警備員（交代要員を含む。）の氏名及び必要とする警備業務資格保有の有無を記載した名簿

c) 警備業務資格を証明する合格証明書等の写し

4 監督及び検査

4.1 監督

監督は、契約担当官が指定する監督官が立会いのもと、監督業務を実施する。

4.2 検査

検査は、契約担当官が指定する検査官が、契約相手方が提出する書類を確認することにより検査業務を実施する。

5 補償

契約相手方は、役務を履行するにあたり、来場者、来場者車両、建物、備品等に危害及び損害を与えないように必要な処置を講ずるとともに、万一危害等を与えた場合は、契約相手方の負担により補償するものとする。また、交通誘導及び交通案内の実施にあたり、契約相手方の責に帰すべき事由により発生した第三者及び官側への損害については、契約相手方がその損害を補償するものとする。

6 その他

a) 一般道で行う交通誘導業務の配置場所においては、交通誘導警備業務検定1級又は2級を保有する者を1名以上配置するものとする。

b) 来退場者が雑踏する配置場所においては、雑踏警備業務検定1級又は2級を保有する者を1名以上配置するものとする。

c) 労働基準法に基づき、労働時間が8時間を超える場合は、少なくとも1時間の休憩を含むものとし、休憩時に勤務を要する人員は、契約相手方で準備する。

d) 交通統制に必要な警察との調整は、官側が実施し、契約相手方に伝達するものとする。

e) 契約相手方は、基地内の役務の現場において、必要以外の場所に立入りは行わな

いほか、細部は監督官の指示に従うものとする。

- f) 契約相手方は、本役務において知り得た情報について、第三者に漏らしてはならない。
- g) この仕様書は、履行目的以外に使用してはならない。
- h) 契約相手方は、役務の履行にあたり、安全管理及び保全管理を適切にし、事故防止に万全を期するとともに、第三者とのトラブル防止に努めるものとする。
- i) 当該委託業務の実施に伴い、契約相手方と第三者との間に発生した事故及びトラブルについては、契約相手方の責任において対処するものとする。
- j) 契約相手方は、この仕様書の内容に相違がある場合や明記がない事項については、契約担当官と協議し決定するものとする。
- k) その他不明な事項及び委託業務実施中に疑義が生じた場合については、監督官と調整し、指示を受けるものとする。



交通誘導員、駐車場誘導員(役務)配置図(基地内北地区)



付図1 - 役務履行場所 (基地内北地区)

交通誘導員、駐車場誘導員(役務)配置図(基地内南地区)



付図2 - 役務履行場所 (基地内南地区)

交通誘導員、基地及び駐車場誘導員(役務)配置図(正門周辺地区)



付図3-役務履行場所(正門周辺地区)

交通誘導員、駐車場誘導員(役務)配置図(官舎地区)



付図4-役務履行場所(官舎地区)

### 交通誘導員、駐車場誘導員(役務)配置図(基地周辺地区)

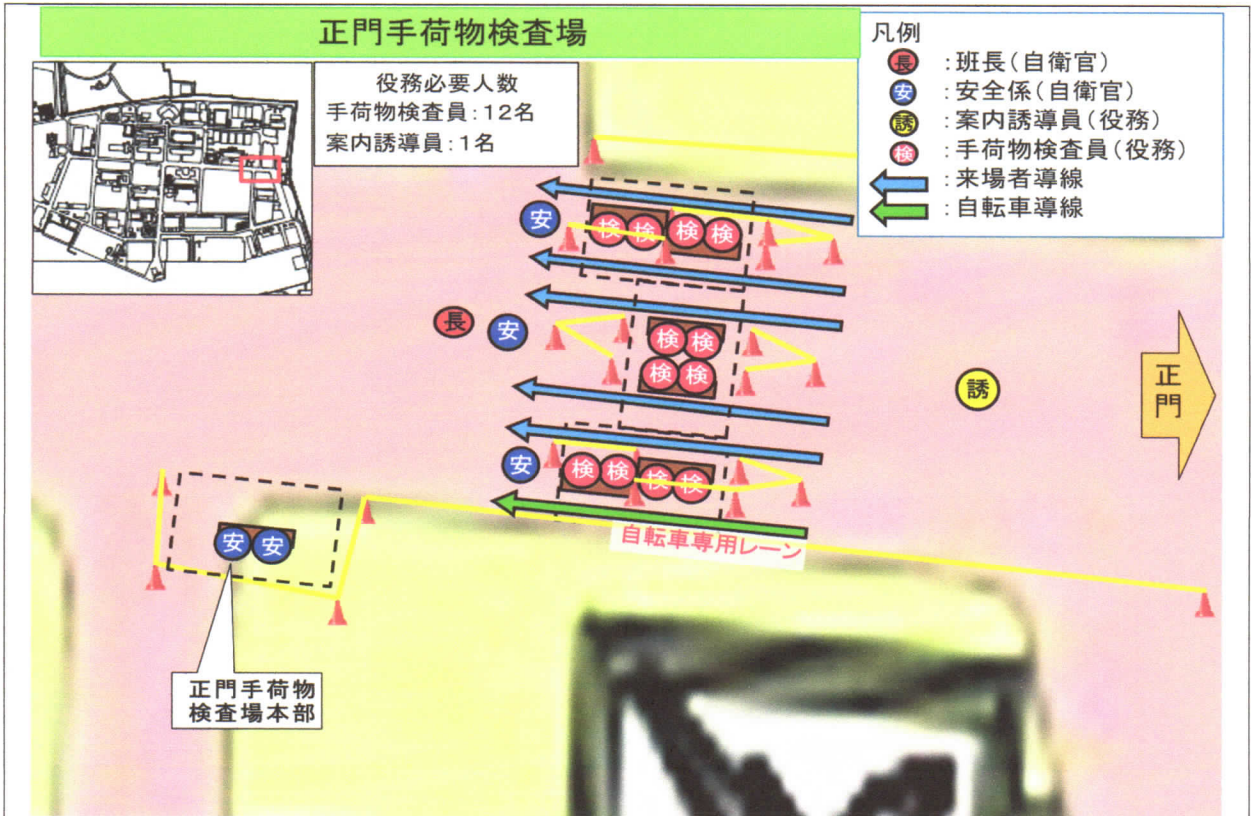


付図5 - 役務履行場所 (基地周辺地区)

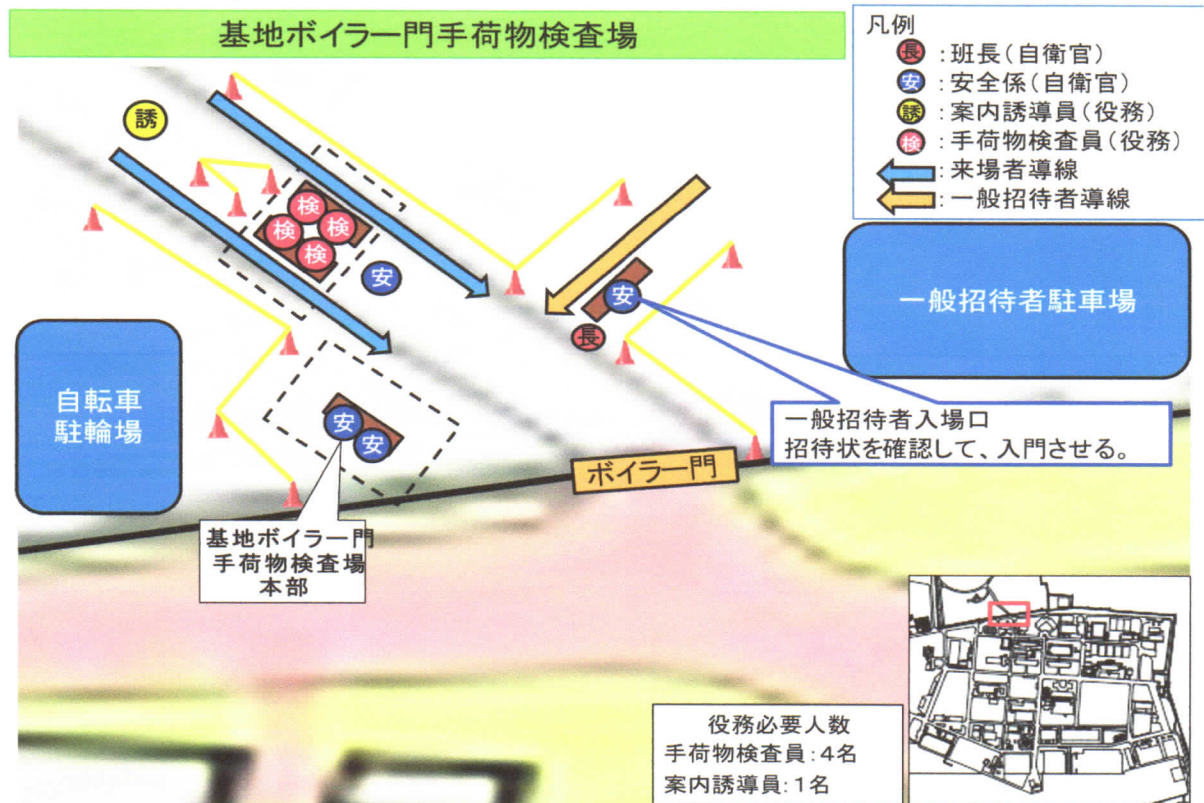
### 案内誘導員及び来場者整理(役務)配置図(米子空港駅周辺地区)



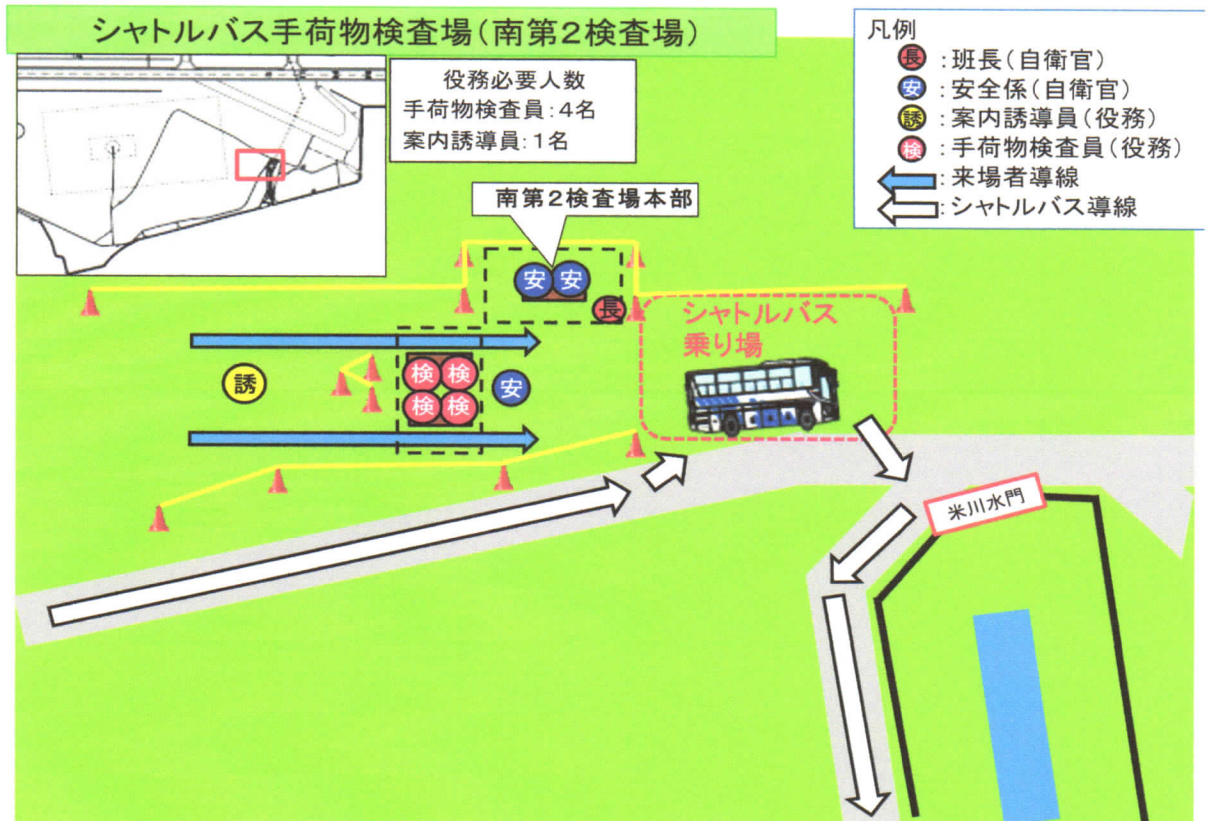
付図6 - 役務履行場所 (米子空港駅周辺地区)



付図7 - 役務履行場所 (正門手荷物検査)



付図8 - 役務履行場所 (基地ボイラー門手荷物検査)



付図9-役務履行場所(シャトルバス手荷物検査)

交通誘導員、駐車場誘導員(役務)配置図(官舎地区)



駐車区域及び来場者動線規制用の三角コーン等の設置撤去(役務)(基地内南地区)



駐車区域及び来場者動線規制用の三角コーン等の設置撤去(役務)(基地周辺地区)



付図10-三角コーン等の設置及び撤去